

仕 様 書

年 度 令和 6 年度

場 所 三原市長谷一丁目

名 称	長谷水源地取水設備基本設計業務
-----	-----------------

種 別	配水施設整備
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

第 号

期 間 年 月 日 から 年 月 日まで (契約締結後 日間)

概 要	取水設備基本設計	
	測量業務	N=1式
	設計業務	N=1式

測量業務	N=1式
------	------

設計業務 N=1式

測 量 業 務 特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市長谷一丁目における「長谷水源地取水設備基本設計業務」に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・測量業務共通仕様書（令和6年8月） 広島県 （以下「共通仕様書」という。）
 - ・その他関連図書

第2章 業務の内容

第1節 測量業務

本業務は、三原市長谷一丁目 長谷水源地取水設備において、各種測量を行うものである。

第2節 広島県公共測量作業規程

測量業務については、広島県公共測量作業規程（平成20年5月12日付け国地第38号により承認）に基づき実施するものとする。なお、この規程は、作業規程の準則（平成20年3月31日付け国土交通省告示第413号により承認）に準ずる。

第3章 積算条件

第1節 設計条件

本業務の設計条件については、次のとおり見込んでいる。（積算条件であるため、契約を拘束するものではない。）
基準点測量、現地測量及び路線測量は「耕地・平地」として費用を見込んでいる。

設 計 業 務 特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、三原市長谷一丁目における「長谷水源地取水設備基本設計業務」に適用する。

第2節 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、以下に示す取水設備の本復旧工事を実施するために必要な対策案の概略検討及び応急復旧工事に必要な設計図、計算書、設計書等の作成並びに必要となる測量調査を行うことを目的とする。

設計対象については、次に記載するものを基本とする。

長谷水源地：三原市長谷一丁目

設備：集水管 HP $\phi 900$ L=265m

集水井 RC $\phi 4000$ N=4箇所

第3節 一般仕様書の適用

本仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

- (1) 設計業務等共通仕様書（広島県）
- (2) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (3) その他関連規格類

第4節 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

第5節 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

第6節 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第7節 公益確保の責務

受注者は、公共の安全、環境の保全、その他公益を害することの無いように努めなければならない。

第8節 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第9節 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成等を遅滞なく行わなければならない。

第10節 提出書類

受注者は業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務完了届
- (4) 納品書
- (5) 業務委託料請求書
- (6) その他発注者が提出を求める書類

第11節 管理技術者及び照査技術者

- 1 受注者は管理技術者及び照査技術者を定め、専門的な知識を有し、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
- 2 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- 3 受注者は、業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

第12節 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

第13節 貸与図書等

業務の履行において、必要となる各種資料等の発注者所有の資料については貸与を行う。その他必要資料については、設計協議等において受注者より願い出ること。

また、貸与に際しては、貸与品借用（返納）書を提出し、貸与期間中の管理については受注者の責任において行うこと。

第 14 節 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

第 15 節 成果品の検査

- 1 受注者は、業務完了時に成果品検査を受けなければならない。
- 2 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- 3 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第 16 節 引渡し

- 1 本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、成果品の検査をもって業務の完了とする。
- 2 業務の履行期間は、令和 7 年 9 月 30 日までとし、このうち検査期間として 10 日間を見込んでいる。受注者は履行期間の終期日の 10 日前（終期日の 10 日前が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合はその前日）までに業務を完了すること。

第 17 節 疑義の解決

本仕様書に定める事項に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で必要がある場合は、協議して定めるものとする。

第 2 章 調査

第 1 節 調査すべき対象物

設計に関連する水源地取水設備の構造物等とする。

第 2 節 調査方法

現地調査、完成図書及び関係諸官公署、企業者等の図面により調査するものとし、特に重要な箇所で不明確と考えられる箇所については、調査職員に報告してその指示を受けること。

第 3 節 調査事項

既設構造物の位置、形状及び寸法とする。

第3章 設計一般

第1節 打合せ

- 1 業務の履行にあたって、受注者は調査職員と密接な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りについて、受注者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

第2節 設計基準等

設計にあたっては、調査職員の指示する図書及び本仕様書第7章に基づき、設計業務を行わなければならない。

第4章 設計

第1節 一般事項

発注者の指示する設計要領、様式及び計画図書に基づき、基本設計に必要な図書の一切を作成するものとし、受注者との設計協議は基本的には初回・中間としているが、設計業務中に疑義を生じた場合は速やかに調査職員と協議し、その結果後日疑義を生じないよう記録整理しておくものとする。

第2節 設計要領

- 1 設計にあたる前、仮設及び本設備について事前に配置計画等を作成し、調査職員に報告して指示を受けること。
- 2 設計にあたっては、施工上並びに維持管理上支障のない範囲内で経済的になるよう使用材料を考慮すること。

第3節 特定の材料、工法の採用

特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本または説明書（承認図）を提出し、調査職員の承認を得ること。

第4節 設計図面

- 1 製図の基準は、調査職員の指示する以外は土木学会制定（土木製図基準）によること。
- 2 図面の大きさは原則としてA 1サイズとし、様式は発注者の基準によること。
- 3 縮尺は、本仕様書第6章第3節に示す値を原則とする。

第5節 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第6節 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第7節 作業項目

1 設計協議

業務の過程において、重要な事項は事前に調査職員と協議を行わなければならない。また、協議事項は議事録を作成し、交互に誤認を生じないように努めること。なお、議事録は2通提出し、発注者の内容確認押印後、1通を受注者に返却する。

基本設計の実施に伴って必要な関係官公庁への手続きや協議等に対しては、協議への同席とともに必要な資料作成を行うこと。

2 現地踏査

貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し整理すること。

3 設計計画

当該設計における基本方針は、本仕様書において示すが、基本設計の進捗により再検討を行うべき事案が生じた場合においては、調査職員に対して提案を行い、協議のうえ必要に応じて見直しを行うこと。

発注者より貸与する完成図書等の内容を十分に理解し、工事において既設設備等に支障を生じないように既設設備と基本設計の内容の整合性を確保すること。また必要に応じ、設備の段階整備検討などを行うこと。

4 基本事項の検討

現地踏査結果及び貸与資料を基に、応急復旧及び本復旧の検討に必要な河川条件、既存設備等の基本条件を整理する。

5 対策案概略検討

取水設備の本復旧として必要となる対策案について3案程度を抽出し、各対策案について必要となる構造計算、水理計算を行うとともに比較検討を実施し、最適な対策案を選定すること。選定した対策案について概略設計図面及び概算数量計算書を作成すること。

6 概算工事費算出

選定した対策案について作成した図面・数量を基に概算工事費を算定すること。

7 応急復旧工設計

取水設備の応急復旧工事の方針検討を行うとともに、仮設計画を含め工事発注に必要となる図面・数量計算書を作成すること。

8 照査

設計照査に際しては、照査技術者がこれにあたるものとする。

9 報告書作成

業務の成果をとりまとめ、報告書を作成すること。

10 関係機関協議資料作成

応急復旧及び本復旧について、河川管理者である広島県との協議に必要となる関係機関協議資料を作成すること。

第5章 審査

第1節 審査の目的

受注者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより業務の高い質を確保することに努めるとともに更に審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

第2節 審査事項

受注者は、次に示す事項について審査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその確認内容について
- (3) 設計計画（配置計画、構造計画、仮設計画等をいう。）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出書類

第1節 提出図書

提出図書は、次のとおり提出しなければならない。なお、設計図面は JW-CAD データ、設計書・数量計算書等は Excel データ、特記仕様書は Word データとする。また、成果品一式を PDF データに変換し提出すること。

- (1) 設計図データ 1 式
- (2) 設計図 A 3 印刷（縮小図面） 2 部
平面図 … 1/100（詳細設計図 … 1/10 ～ 1/50）
- (3) 参考設計書 A 4 製本したもの 2 部
- (4) 各種計算書 A 4 製本したもの 2 部
- (5) 設計根拠資料 1 式
- (6) 電子データ 1 式

第7章 準拠すべき図書

業務は、次に掲げる該当図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- 1 河川砂防技術基準 設計編（国土交通省）
- 2 広島県河川改修マニュアル（広島県）
- 3 その他関連基準

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
測量業務						
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
現地測量	1	式				
基準点測量	1	式				
路線測量	1	式				
打合せ	1	式				
直接経費	1	式				
安全費(率計上分)	1	式				
	1	式				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
設計業務	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
直接人件費	1	式				
直接経費	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
	1	式				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						